

鳥取県原子力安全顧問の設置について

(平成26年10月17日報道提供資料抜粋)

原子力災害対策等について、より柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るための体制強化を目的として、10月17日、鳥取県原子力防災専門家会議を廃止して、新たに鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置し、9名（原子力専門家会議から1名増）の専門家に顧問を委嘱しました。

1 原子力安全顧問設置の概要

(1) 顧問設置日

平成26年10月17日

(2) 顧問の概要

| 項目 | 概要 |
|----------------|--|
| 設置目的 (第1条) | ・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得る |
| 顧問の職務 (第2条) | ・環境放射線等モニタリング結果の評価、原子力防災対策・原子力安全対策への指導、助言 ・ <u>安全協定に基づく現地確認への同行</u> *安全協定の改定協議の経過を踏まえ新たに規定 |
| 顧問の委嘱 (第3条) | ・学識経験者の中から知事が委嘱 ・任期は2年以内（再任可） |
| 資格基準 (第4条) | ・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去3年間） ・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去3年間） ・同一の原子力事業者から年間50万円以上の報酬を受領していない者（過去3年間） |
| 委嘱手続き (第5条) | ・委嘱に当たり、資格基準に抵触しないことを自己申告書で確認 ・過去3年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況について確認 ・上記の2項目について結果を公表 ・研究に対する寄附等の状況は、毎年4月30日までに確認し、その結果を公表 |
| 顧問会議 (第6条) | ・複数の顧問の出席による顧問会議の開催 *顧問は独任制を原則とするが、顧問会議を開催できる旨を規定 ・出席顧問の中から県が座長を選任 |

※ 項目欄の（ ）書きは、設置要綱*の該当条項

概要欄の下線部は、原子力防災専門家会議からの主な変更点

*設置要綱はホームページ(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5215>)に掲載

2 原子力安全顧問委嘱の概要

(1) 委嘱者

9名（顧問一覧は別紙1のとおり）

*廃止した原子力防災専門家会議委員（8名）に加え、新たに汚染水対策の専門分野に鳥取大学の檜谷教授に委嘱

(2) 任期

平成26年10月17日（委嘱日）～平成28年10月16日

(3) 利益相反調査結果

- ・顧問の資格基準に抵触する者なし
- ・顧問の情報公開事項に該当する者は1名
- ・自己申告内容の詳細は別紙2のとおり *別紙2は添付を省略

鳥取県原子力安全顧問

(平成26年10月17日、分野内は五十音順)

| 分野 | 専門分野 | 顧問名 | 所属・役職 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------------|---------------------|----------------------------------|
| 環境 モニタリング | 放射線計測・防護 | うらべ いつまさ 占部 逸正 | 福山大学・教授 | 原子力防災 専門家会議 委員から引 き続き委嘱 |
| | 環境放射能 | えんどう さとる 遠藤 暁 | 広島大学・教授 | |
| | 放射能環境変動 | ふじかわ ようこ 藤川 陽子 | 京都大学原子炉実験所・准教授 | |
| 放射線 影響評価 | 放射線治療・放射線物理 | うちだ のぶえ 内田 伸恵 | 鳥取県立中央病院・室長 | |
| | 線量評価(内部被ばく) | かい みちあき 甲斐 倫明 | 大分県立看護科学大学・教授 | |
| | 緊急被ばく医療 | かみや けんじ 神谷 研二 | 広島大学・緊急被ばく医療推進センター長 | |
| 原子炉工学 | 原子力工学 | あおやま たかふみ 青山 卓史 | 日本原子力研究開発機構・研究主席 | |
| 地震関係 | 地震活動・震源メカニズム | にしだ りょうへい 西田 良平 | 鳥取大学名誉教授 | |
| 汚染水対策 | 水工学 | ひのきだに おさむ 檜谷 治 | 鳥取大学・教授 | |

任期 平成26年10月17日～平成28年10月16日

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。

- (1) この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。)において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと料する事項
 - (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (3) 申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

* 様式は添付を省略